

「東村山応援金」よくある質問（令和2年7月8日時点）

No.	ご質問	回答
1	東村山応援金の目的を教えてください。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上の減少など事業活動に影響を受けている企業等及び農業者の事業継続の下支え及び再起の糧としていただくことを目的に、売上の減少率が、国の持続化給付金（売上の減少率が前年同月比で50%以上減少）までは至らないものの、20%以上50%未満減少した企業等及び農業者に対する支援として市が独自に設けた制度になります。
2	東村山応援金の概要について教えてください。	収入が前年同月比で20%以上50%未満減少している企業等及び農業者を対象に、20万円を上限に支給するものです。企業等には、主たる事務所、事業所などが市内にあり、事業を営む資本金10億円未満の法人又は常時使用する従業員の数が2千人以下の中小企業その他、フリーランスを含む個人事業主が含まれます。なお、会社以外の医療法人、NPO法人、社会福祉法人も含まれます。
3	対象となる要件を具体的に教えてください。	東村山企業等及び農業者応援金の要件は、下記の通りとなります。 ①新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年1月から12月までのいずれかの月の収入が、令和元年同月の収入に比して、20%以上50%未満減少した月が存在すること。但し、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により他の地方公共団体が支給する協力金等の現金給付は収入に含めないものとします。（東京都感染防止協力金等） ②東村山応援金の申請の時点で、事業等を営み、かつ、今後も継続して事業等を営む意思を有していること。 ③東村山応援金の申請の時点において、国の持続化給付金の申請をしておらず、かつ、当該申請を予定していないこと。 ④東村山応援金の交付を受けたことがないこと。
4	令和元年に事業等を開始し、事業期間が1年未満の場合は対象となりますか教えてください。	事業等を開始後、1年未満の方も対象となります。その際の、収入の減少率の算定方法は、令和元年の平均収入額と令和2年いずれかの月の収入と比較します。
5	令和2年1月から3月の間に事業等を開始した場合は対象となりますか。	令和2年1月から3月までの間に事業等を開始した方も対象となります。その際の、収入の減少率の算定方法は、令和2年の1月から3月までの平均月収と令和2年4月から12月までのいずれかの月の収入と比較します。

「東村山応援金」よくある質問（令和2年7月8日時点）

No.	ご質問	回答
6	申請期限について、教えてください。	国の持続化給付金の対象とならない、事業収入に係る売上が前年同月比で20%以上50%未満減少している事業者を対象に、令和3年1月15日まで申請受付をいたします。申請は当日消印有効となっております。
7	東村山応援金は、複数回受けられますか。	市の応援金は、法人又は個人事業者につき1回です。 ※申請は、法人又は個人事業者単位で認めているため、事業所や部門等個々に申請することは出来ません。
8	対象とならない業種はありますか。	政治活動や宗教活動に関する事業は対象になりません。 また、東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者（法人にあっては、その役員等が当該暴力団関係者）の方は対象外となります。
9	国の「持続化給付金」を申請した後、売上が回復し、50%未満となった場合、市の「東村山応援金」を申請できますか。	市の「東村山応援金」は、国の持続化給付金の対象（売上の減少が前年同月比50%以上）にならない企業等及び農業者に対する支援として市が独自に設けた制度になります。このため、2020年1月から市への申請までに売上が前年同月比50%以上減少している月があるなど、国の持続化給付金の要件を満たしている場合には、市の応援金を受けることはできません。国の持続化給付金の活用をご検討ください。
10	売上高の減少率50%未満で市の「企業等応援金」に申請した後、国の「持続化給付金」にも申請できますか。	市の「企業等応援金」は、国の持続化給付金の対象（売上の減少が前年同月比50%以上）にならない事業者に対する支援として市が独自に設けた制度になります。このため、2020年1月から市への申請までに売上が前年同月比50%以上減少している月があるなど、国の持続化給付金の要件を満たしている場合には、市の応援金を受けることはできません。東村山応援金を申請した後、業績が悪化し、事業収入に係る売上高の減少が前年同月比50%以上となった場合には、国の「持続化給付金」に申請できます。
11	市外に法人登記しているが、市内に事業所を保有しています。この場合、「企業等応援金」の支給対象になりますか。	本事業は、東村山市内に登記上の本社、本店などの主たる事業所を置いていることが支給要件となりますので、市外に法人登記している場合には、支給対象になりません。
12	個人事業主で事業所（店舗）は市内にあるが、住民登録は市外です。この場合、「企業等応援金」の対象になりますか。	住民登録が市外であっても、主たる事業所が東村山市にある場合には対象となります。
13	個人事業主で、市内に住民登録があり、市外に主たる事業所がある場合は対象となりますか。	企業等応援金は、市内で事業を行っている事業所や店舗への支援を目的としていることから、市内に主たる事業所があることを要件としております。主たる事業所がない場合は対象になりません。

「東村山応援金」よくある質問（令和2年7月8日時点）

No.	ご質問	回答
14	提出に当たって、郵送方法に指定はありますか。	特に指定はありません。
15	申請書を市役所に持ち込むことはできますか。	申込は東村山市商工会へ郵送でお申し込みください。
16	申請書類の提出に係る郵送料は、事業者が自己負担しなければならないのですか。	郵送料は、申請者に負担をお願いしています。
17	窓口で申請を手伝ってほしいのですが。	原則、郵便による提出になりますので、ご不明な点は、「東村山市商工会」（電話：042-394-0511、受付時間：平日午前9時～午後5時30分）にお問合せください。
18	申込先はどこですか？	<p>郵送先 〒189-0014 東村山市本町2-6-5 東村山市商工会</p> <p>封筒に入れ、封筒裏面に住所・事業所名を記載の上郵送にて申請してください。</p> <p>※商工会開館時間内は、事務所内にボックスがありますので、そちらに投函することもできます。その際、中身の確認等を行いません。</p> <p>申込の際は、必ず申請書類一式をコピーし、保管してください。書類の不備等でご連絡する場合があります。</p>